

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【個人事業者用】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出する必要があります。

◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓

※ 「通称」及び「旧姓」は、住民票に併記されている場合にのみ公表することができます。

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和●年●月●日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	トウキョウト (〒XXX-XXXX) ◎(法人の場合のみ公表されます) 東京都〇〇区△△ □-□	この申請書は 三十日までの間に提出する場合に使用します。
申請	(フリガナ) 納税地	トウキョウト (〒XXX-XXXX) 東京都〇〇区△△	
申告者	(フリガナ) 氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名	コクセイ タロウ ◎ 国税 太郎	記載不要
税務署長殿	法人番号		

この申請書に記載した次の事項(◎印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにした場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
-------	--

※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名 (電話番号 - -)

※ 整理番号	部門番号	申請年月日	年月日	通信日付印	確認
--------	------	-------	-----	-------	----

【公表事項】
姓と名の間は1文字空けてください。
屋号は記載しないでください。
※ 屋号の公表を希望される場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出してください。

いずれかに必ずを記載してください。

【次葉の作成漏れにご注意ください！】
次葉の「登録要件の確認」欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【個人事業者用】

初葉の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、一定の条件を満たす場合以外は、課税期間の初日から登録を受ける場合であっても、**上段にチェックをいれてください。**

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

【2/2】

こちらに☑を記載してください。

ただし、一定の条件(下記①から③の全て)を満たす場合のみ、下の☐に☑を記載してください。

※ 個人番号を必ず記載し、本人確認書類の写しを添付してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月

令和5年10月1日を希望する場合は、記載不要です。
令和5年10月2日以降の課税期間初日から登録を受ける場合もこちらに記載してください。

提出時点は免税事業者でも令和5年9月30日以前に課税事業者となる場合は、令和5年9月30日以前の日に記載して構いません。ただし、登録年月日は、「令和5年10月1日」となります。

(一定の条件)

下記①から③の全てを満たす場合のみ、☑を記載してください。

- 提出時点で免税事業者の方が、
- 翌課税期間から課税事業者となり、(「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になる場合を含みます。)
- 課税事業者となる「課税期間の初日」が、
 - 令和5年9月30日以前の場合で、令和5年10月1日から登録を受ける場合
 - 又は
 - 令和5年10月1日以降の場合で「課税期間の初日」から登録を受ける場合

☐ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日

免税事業者の場合で、適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」に☑を記載してください。

定める必要がない場合に「はい」に☑を記載してください。

今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合には、納税管理人を定める必要がありますので、「いいえ」に☑を記載してください。
それ以外の方は「はい」に☑を記載してください。

「いいえ」の場合は、下欄の納税管理人の届出(※)について記載してください。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、「はい」に☑を記載してください。

(注) 「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(※)について記載してください。

※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者となった場合でも、適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。